

流通経費の低減・流通効率向上の総合対策方案の 公布に関する国务院弁公庁の通達

【公布部門】 国务院弁公庁 【文書番号】 国弁発〔2013〕5号 【公布日】 2013-01-11

各省、自治区、直轄市人民政府、国务院各部門、各直属機構：

『流通経費の低減・流通効率向上の総合対策方案』（以下『業務案』と略称する）が国务院の同意を得たため、ここに公布する。これを確実に執行されたい。

各地域は、組織、指導に力を入れ、「米袋（主食）の省長請負制」、「菜藍子工程（買物かご政策）の市長請負制」を徹底して、各種政策措置が確実に実行されるよう確実に保証し、『業務案』が順調に実施されるよう確実に保証しなければならない。発展改革委員会は関連部門と共同で、共同監督班を適時に組織し、特別検査を実施する。

国务院弁公庁

2013年1月11日

『流通費用を引き下げ、流通効率を引き上げる総合的業務案』

『流通体制改革の深化、流通産業の発展の加速に関する国务院の意見』（国発〔2012〕39号）を徹底し、流通費用を引き下げ、流通効率を引き上げるため、発展改革委員会は工業・情報化部、公安部、民政部、財政部、国土資源部、住宅・都市・農村建設部、交通運輸部、農業部、商務部、人民銀行、審計署、税務総局、工商総局、統計局、銀行業監督管理委員会と共同で以下の総合業務案を制定した。

一、農産物の生産・流通段階における水道・電気料金及び運営費用の削減

大規模な豚、野菜等の生産に用いられる水、電気は農業と同価格とする。農産物卸売市場、農産物自由市場が用いる水、電気は工業と同価格とする。農産物卸売市場、農産物自由市場が用いる水については、すでに要求に基づき用水価格分類を簡略化した地域では、非住民用水価格を適用する。分類を簡略化していない地域では、工業用水価格のうちの低い方の基準を適用する。農産物のコールドチェーン物流の冷蔵庫用電力は工業用と同価格とする。奨励類商業の水、電気の使用は工業と同価格とする。以上の措置は、2013年6月30日までに実行する。工業用電気を同価格とする措置は、売電価格調整と同時に実施する。

二、農産物市場の料金徴収の規範化と料金の引き下げ

経営権取得料を整理し、コストの調査確認を強化して、農産物卸売市場、農産物自由市場、コミュニティの野菜市場の場所代基準を引き下げる。政府が投資して建設した、または株式を制御している農産物卸売市場、農産物自由市場、コミュニティ野菜市場の料金徴収に対しては、政府の指導価格を適用し、地方政府が「元本を保ちわずかに利益を得る」ことを原則として、料金徴収基準を低く定める。農産物卸売市場、農産物自由市場、コミュニティ野菜市場のスペースについては、実名制管理を実行し、経営者による他者への賃貸、下請行為を規範化する。料金の公示制度を全面的に実施し、契約に明記すると同時に、市場経営主体は、市場の目立つ位置に公示された料金以外にはいかなる費用も徴収してはならない。農産物卸売市場、農産物自由市場は特別のエリアを開設して、郊外の農家が無料で市場に入り自ら生産した生鮮農作物を販売できるようにしなければならない。価格調整基金を利用して、農産物の生産・流通コストの削減を支持する。

三、小売業者供給業者における取引の監督管理の強化

大型の小売企業が供給業者から規則に違反して料金を徴収する行為を徹底的に整理し、販促サービス料を規範化する。小売業者・供給業者の公平な取引を管理する法規を制定する。小売業者が供給業者から徴収する料金項目、料金基準、サービス内容、制限条件等は、供給業者と協議の上で決定するとともに、目立つ場所に明確に掲示しなければならない。

小売業者は供給業者から、表示された以外のいかなる費用も徴収してはならず、取引条件が同じ供給業者に対して別の料金基準を定めてはならない。小売業者は、供給業者から商品を受け取ったら速やかに支払いを行わねばならず、小売業者が悪意で供給業者の代金を占有することを禁止する。小売業者、供給業者が関係する業界組織を成立させる。小売業者・供給業者の従業者の行為を規範化し、商業上の賄賂は厳しく取り締まる。

四、道路料金徴収政策の整備

生鮮農産物輸送のグリーンロード政策を確実に実行し、通行料無料化措置を確実に実施し、実情に基づいて適用品種の範囲を整える。一級以下の道路、独立した橋梁、トンネルの新規の料金徴収事業については審査を厳しく行う。西部地域で、政府が借入金により建設した二級道路の料金徴収の取消し作業を徐々に推進する。有料道路の特別整理を踏み込んで推進し、現在高めに設定されている通行料金基準を引き下げ、『有料道路管理条例』を早急に改訂して、通行料金形成メカニズムを整備する。有料道路の経営者行為を規範化し、省(自治区、直轄市)内で「ネットワークで共同で料金を計算し、統一的に経営する」形式を規範化する。政府が借入金により建設した道路の通行料の収支状況に関する監査に力を入れ、通行料収入が全額、借入金の返済と道路の保守管理に用いられるよう確実に保証する。

五、重点的業界の価格・料金の監督管理の強化

公用事業、公益サービスの付加サービスの料金徴収に対する監督管理を強化し、給水、電力供給、ガス供給、熱力供給、鉄道、郵政等の業界経営者が施設の建設、運営、維持保護、使用の過程で取付料金、メンテナンス料金、材料費、検査料金、代理料金、設備(線路)使用料金等の料金を徴収する行為を規範化し、整理して、料金徴収項目を簡略化し、合併させるとともに、料金基準を公示する。関連部門や不動産管理会社が政府が制定した価格以外に価格を上乗せしたり、別の費用を加算したりすることを禁止する。商業銀行の料金徴収行為を規範化し、銀行カードの受理環境を改善して、銀行カードの普及率を高めるとともに、銀行カードの使用手数料基準の改善、調整案の実施を急ぐ。電信経営者の価格行為を規範化し、電気通信料水準の更なる引き下げを促進する。

六、価格の監督検査と反独占の監督管理の強化

価格の監督管理を強化し、特別検査を組織、実施し、各種価格・料金政策の実施状況を監督する。政府の定めた価格、政府指導価格に従わないケース、公示価格規定違反、公示価格以外に別の費用を加算徴収する行為、ならびに市場における支配的地位の濫用、行政権力の濫用、独占協定の締結等の価格独占行為を重点的に検査する。故意の価格つり上げ、価格上昇情報のねつ造・散布等の価格をめぐる違法行為に圧力を加え打撃を与える態勢を引き続き保持する。

七、財税政策の整備

農産物の増値税仕入れ税額の審査控除のモデルケースを実施し、農産物付加価値税政策を整備する。生鮮農産物に対して、引き続き、生産から消費までの全過程を低税率とする政策を実施し、野菜の流通段階の付加価値税を免税とする政策を一部の生鮮肉・たまご製品にまで拡大する。2013年1月1日から2015年12月31日まで、農産物卸売市場、農産物自由市場の都市部土地使用税ならびに不動産税を免税とする。小企業・零細企業の付加価値税、営業税の徴収基点引き上げ政策を早急に実行し、流通業の小企業・零細企業の税の負担を軽減する。「営業税の付加価値税への転換」のモデルケースの推進を急ぎ、モデルケースでの実施方法を整備し、交通運輸業の税負担を抑える。農村市場、農産物流通インフラの建設を急ぐ。

八、必要な流通業界用地の保障

都市の人民政府は、土地計画、都市計画を制定、調整する際、農産物卸売市場、農産物自由市場、コミュニティ野菜市場、人々の生活のためのサービス拠点の用地を優先的に保障する。コミュニティの住民のための商業拠点の別の用途への変更を厳しく規制する。地方政府が土地を価格に換算して株式参加する、土地を賃貸する等の形式で農産物卸売市場の建設を支持することを奨励する。各地が適切な地域、時期を選んで、ブース料、場所使用料、管理費等がかからない朝市、夜市、週末市場、移動野菜販売車両等の臨時の取引場所や時間限定の市場を開拓するよう奨励する。その用地は一時的用地として管理することができる。

九、物流配送の便を図る

限度を超える解体不能物輸送車両管理方法を整備し、物流企業が合法的な積載を行うよう誘導し、交通運輸分野における法執行行為を規範化する。都市配送車両管理指導意見を制定し、配送車両の都市部道路走行の便を図る。統一的配送、共同配送、夜間配送の発展を奨励することで、配送コストを下げる。

十、流通費用調査統計制度の構築・整備

流通費用統計制度を構築し、運輸、倉庫保管、保管、配送、卸売、小売等の段階で、企業の収支状況及び価格調査の統計方法、統計手段を整備する。有料道路経営主体の料金基準、料金金額等の状況の統計・モニタリング制度を構築し、有料道路の情報公開方法を制定して、有料道路の料金徴収状況を全面的に、正確に掌握する。統計部門は流通費用の統計業務に更に力を入れ、発展改革、商務、交通運輸、農業等の部門との間で、流通分野の価格、料金、コスト調査等について協力関係を強化する。